

■服務の状況

1. 義務免除の件数(平成26年1月1日～平成26年12月31日)

区分	人 数
研修を受ける場合	0人
厚生に関する計画の実施に参加する場合	132人
上記以外で町長が定める場合	14人

※ 職員は、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならないものであり、また、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当町がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと規定されています。ただし、町の条例において任命権者から上記の3項目については、職務に専念する義務を免除することができるとしています。

2. 営利企業等の従事許可数(平成26年度)

区分	人 数
営利企業等の役員等への就任	-
営利目的の私企業の経営	-
報酬を得ての事務事業従事	2人

※ 職員は、営利を目的とする私企業の役員、若しくは自ら営利を目的とする私企業を経営し、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないとされています。ただし、町の規則により許可基準を定めており、一定の条件を満たした場合に限り許可することができます。